

介護老人福祉施設北八朔 短期入所生活介護利用料金表(1日あたり)

令和3年10月1日現在
※地域加算含む

	項目	単位	金額(円)	備考
介護報酬に係る費用	要介護1	696	758	併設型ユニット型短期入所生活介護費
	要介護2	764	832	
	要介護3	838	912	
	要介護4	908	988	
	要介護5	976	1,062	
加算項目	機能訓練指導員加算	12	13	常勤専従の機能訓練指導員を配置している為の加算
	看護体制加算(Ⅰ)	4	5	常勤の正看護師を1名以上配置しているための加算
	看護体制加算(Ⅱ)	8	9	看護職員により病院等と連携して24時間連絡体制を確保し必要に応じ健康管理等を行う体制を整えている為の加算
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	20	夜勤帯(17時～翌9時)における介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている為の加算。
	若年性認知症利用者受入加算	120	131	若年性認知症の利用者を受け入れの際、個別で担当者を定め、サービス提供を行った場合
	送迎加算	184	201	自宅まで送迎を行った場合(片道)
	療養食加算	8	9	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合(1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする)
	在宅中重度者受入加算	413	450	利用者様が利用していた訪問看護を行う事業所に健康管理等を行わせた場合の加算
	短期生活長期利用者提供減算	△30	△33	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	20	介護福祉士が60%以上配置されているための加算
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	-	-	所定単位数に加算率8.3%を乗じた単位数
	短期生活特定処遇改善加算(Ⅰ)	-	-	所定単位数に加算率2.7%を乗じた単位数
居住費等	居住費(月額) (建設費用、光熱水費、修繕・維持費用)	2,700	第4段階の方	※各要介護度区分の支給限度基準額の単位を超えた場合、自費となる日の居住費及び食費は、減額賞の有無に係わらず、第4段階の料金とさせていただきます。
		1,310	第3段階の方	
		820	第2段階の方	
		820	第1段階の方	
	食費	320	朝食代	
		605	昼食、おやつ代	
		520	夕食代	
	※上記食費の負担限度額(月額)	1,445	第4段階の方	
		1,300	第3段階の方(本人の年金収入等が120万円超)	
		1,000	第3段階の方(本人の年金収入等が80万円超、120万円以下)	
600		第2段階の方		
300		第1段階の方		
その他費用	健康管理費 (インフルエンザ予防接種代等)	実費		
	薬価収載されていない医療材料費			
	理美容代			
	私物洗濯代 (外部業者に出すクリーニング代)			
	クラブ活動にかかる物品代			
	利用者の希望する日用品 (利用者が自ら持込む物品以外)			
	趣味・嗜好品、外注食の飲食代等			